



2024年度 調布市立第七中学校PTA定期総会 資料

- ① 2024年度 定期総会議案書
- ② 2023年度 活動報告
- ③ “ P T A 連合会活動報告
- ④ 2024年度 P T A 活動方針
- ⑤ “ 年間活動計画 (案)
- ⑥ 2023年度 P T A 会費決算報告
- ⑦ 2024年度 予算 (案)
- ⑧ “ P T A 規約 (1) (案)
- ⑨ “ P T A 規約 (2) (案)
- ⑩ “ P T A 規約 (3) (案)
- ⑪ “ 個人情報取扱方針
- ⑫ “ P T A 組織図 (案)
- ⑬～⑮ “ P T A 規約 (案) に関する参考資料

2024年度

調布市立第七中学校PTA定期総会

1. 日 時 2024年4月27日(土)15時00分～16時00分
2. 会 場 第七中学校視聴覚室
3. 総会次第
 1. 開会の辞
 2. 会長挨拶
 3. 学校長挨拶
 4. 議長選出
 5. 議 事
 - (1) 2023年度活動報告
 - (2) 2023年度決算報告
 - (3) 2023年度会計監査報告
 - (4) 2024年度新役員及び会計監査承認
 - (5) 新旧役員挨拶
 - (6) 2024年度PTA規約改定について
 - (7) 2024年度活動方針及び活動計画案について
 - (8) 2024年度予算について
 6. 閉会の辞

2023年度 活動報告

月	日	委員会事項及び内容
4	7	入学式
	12	PTA連合会役員会
	22	PTA定期総会
5	10	PTA連合会新旧理事会
	17	役員会、体育祭お手伝い準備会
	20	体育祭お手伝い
6	1	PTA連合会役員会
	4	会費関係事務作業(会計)
	6	PTA連合会ブロック会議
	16	進学フェア実行委員会 オンライン
	21	PTA保険のお手紙配布
	23	PTA連合会理事会
	27	調布が丘児童館運営委員会
	28	佐須児童館運営委員会
7	19	PTAだよりNo.1発行
8	21	「進学フェア on paper 2023」発行
9	1	施設改善要望書提出
	1	進学フェア「教えて！！先輩」発行
	3	八雲台小学校地区協議会
	6	「進学フェア on paper」「教えて！！先輩」WEB版七中HPIにて配信
	10	PTA連合会主催 卓球大会
10	11	二十歳を祝う会8校合同打ち合わせ参加
	16	合唱コンクールお手伝い準備会
	18	合唱コンクールお手伝い
	28	PTA連合会主催 バトミントン大会
11	1	PTA連合会役員会
	5	PTA連合会主催 ソフトボール大会
	10	PTA連合会ブロック会議
	29	PTA連合会理事会
12	14	PTA連合会主催 教育懇談会
	21	二十歳を祝う会七中ひろば準備会
1	8	二十歳を祝う会七中ひろば開催
	13	柏野小地域イベント どんど焼き
2	14	新入生保護者説明会
	19	PTA連合会ブロック会議
	20	調布が丘児童館運営委員会
3	1	佐須児童館運営委員会
	17	PTA連合会理事会
	19	卒業式
	22	PTA会計監査
	27	学校給食会計監査

◆専門委員会活動◆

学年委員： 体育祭・合唱コンクール受付
卒業を祝う活動(3年)

校外委員： 健全委員会定例会参加
納涼まつり・児童館まつり出店お手伝い

推薦委員： 次年度PTA執行部役員選出のための推薦活動

2023年度 PTA連合会活動報告

調布市PTA連合会には、調布市内全小学校20校、全中学校8校が加盟しています。連合会を通じて各学校間の情報交換や事業への参加、交流などを目的として活動しております。2023年度は状況の変化により多くの事業を対面にて行う事が出来ました。諸会議におきましては、利便性を考慮し、リアルとZOOMなどを併用したハイブリッド型の会議や、実際に全員参加型での開催を行うことが出来ました。

進学フェアに関しては、どのような状況下であっても生徒に平等に進学情報を提供するということが重視され、情報誌の提供という形で実施致しました。結果として、市内公立全中学校の生徒・保護者に都立高校30校の情報を提供することができました。

教育懇談会においては、たづくり12階にて小中PTA会長副会長・小中学校長が会場に集まり、講演会・グループディスカッションと大盛況のもと開催する事が出来ました。また、P連主催スポーツ大会もバレーボール以外の競技には多くの七中保護者・教員に参加いただき、会員相互の親睦を深める事が出来ました。ご参加いただきました会員の皆様ありがとうございました。

理事会 … オンライン・リアル併合したハイブリッド開催

代議員会 … 書面にて開催

バレーボール大会 … 不参加

ソフトボール大会 … 11月5日 関東村

バドミントン大会 … 10月28日 調布市総合体育館

卓球大会 … 9月10日 布田小学校体育館

進学フェア … 8月発行「進学フェア on paper」「教えて！！先輩」発行

教育懇談会 … 1月12日 たづくり12階大会議場

2024年度

PTA活動方針

目標：踏み出そう、一歩。育もう、感動。

七中PTAは市内でもいち早く、任意加入を制度として取り入れ、今年度はその方針と活動内容を大きく見直し、新しい七中PTAを目指します。

そこには、純粋なボランティア精神に基づきPTA活動をしていこうという信念が込められています。まずは、このボランティア活動に一歩を踏み出す、その姿勢を子どもたちに伝えていきたいと思えます。

学校で行われている教育や諸々の活動に関心を持ち、理解し、協力していこうという一歩。思春期にある子どもたちとの関係を今一度見直すための一歩。地域との連携を深めるための一歩。そういった様々な一歩が踏み出せる七中PTAであり続けましょう。

また、七中の理念である「自尊・立志・感動」、この3つの柱の中でも特に「感動」新たなエネルギーが生まれます。七中から感動を生みだす。その環境づくりを学校・家庭・地域で協力して担っていきましょう。そして、PTA自らも多様な活動の中で感動を生みだし、その輪を広げていく。そのような組織でありたいと願っています。

* * *

学校、家庭、地域と、子どもたちの現状を知り、理解を深めるために

1. 学校行事への参加、参観、見学を通して理解を深める。
(保護者会、授業参観、体育祭等)
2. 学校、地域団体との連携を深める。
(近隣小行事等)
3. P連行事に参加する。
(体育行事等)

2024年度 主な年間活動計画(案)

月	行	事
4	定期総会 新旧役員引継ぎ	4月27日(土)
6	体育祭(受付・パトロール) 七中進学フェア	6月1日(土) 6月上旬
7	社会を明るくする運動 P連バレーボール親睦大会(布田小)	7月初旬 7月21日(日)
9	調布市教育シンポジウム P連卓球大会(布田小) P連バレーボール決勝大会(布田小)	9月初旬 9月8日(日) 9月29日(日)
10	合唱コンクール(受付・誘導) P連バドミントン大会(調布市総合体育館)	10月16日(水) 10月26日(土)
11	中学校ソフトボール大会(基地跡地グラウンド) 小学校ソフトボール大会(基地跡地グラウンド)※予備日11/17	11月3日(日) 11月10日(日)
12	調布市教育懇談会	12月中旬
1	二十歳を祝う会(七中ひろば)	1月13日(月祝)

◇ 標準服リサイクル 通年及び体育祭にて

2023年度PTA会費決算報告書

1. 一般会計

<収入の部>

項目	予算額	決算額	備考
会費	478,500	490,500	{302(世帯)+26(先生)}×1,500円
雑収入	15,000	27,980	貯金利息、P連補助金、制服売上
2022年度繰越	1,218,238	1,218,238	前年度繰越金
合計	1,711,738	1,736,718	

<支出の部>

項目	予算額	決算額	残金	備考
事務費	50,000	8,513	41,487	印刷用紙、文房具等
会議費	30,000	36,070	△ 6,070	役員活動費(2,500円×10名)等
広報費	20,000	0	20,000	
安全対策費	10,000	0	10,000	
通信運搬費	10,000	1,260	8,740	P連通信費
学年委員会	56,000	32,450	23,550	活動費(1,000円×11名)、卒対費
校外委員会	12,000	7,000	5,000	活動費(1,000円×7名)
推薦委員会	8,000	5,000	3,000	活動費(1,000円×5名)
渉外費	30,000	9,000	21,000	盆踊りお祝い金
慶弔費	30,000	3,000	27,000	結婚お祝い金
記念品費	100,000	260,894	△ 160,894	先生方へ花束・お菓子代、学校への寄贈品
学校行事費	70,000	48,400	21,600	離任式花束代
P連関係費	50,000	23,020	26,980	P連会費、手数料
七中ひろば	10,000	6,003	3,997	会場装飾代
PTA保険	140,000	61,880	78,120	損害賠償保険、傷害保険
周年積立金	50,000	50,000	0	今年度分の積立(定額貯金)
雑費	5,600	0	5,600	
予備費	1,030,138	0	1,030,138	
合計	1,711,738	552,490	1,159,248	

2. 特別会計

項目	予算額	決算額	残金	備考
周年積立金	50,000	50,000	0	今年度分の積立金(定額貯金)
繰越金	610,000	610,000	0	前年度までの積立金(定額貯金)
合計	660,000	660,000	0	

繰越金

収入金額 1,736,718円 - 支出総額 552,490円 = 最終繰越金 1,184,228円

以上の通りご報告申し上げます。

2024年度PTA予算(案)

1. 一般会計

<収入の部>

	費目	予算額	備考
1	会費	337,500	(200世帯+先生25名)×1500円
2	雑収入	15,000	貯金利息、P連補助金、制服売上等
3	2023年度繰越	1,184,228	前年度より繰越し
合計		1,536,728	

<支出の部>

	費目	予算額	備考
1	事務費	15,000	印刷用紙、文房具等
2	会議費	30,000	役員活動費
4	安全対策費	10,000	防犯用具等
5	通信運搬費	3,000	連絡費、交通費等
9	渉外費	20,000	他校周年記念行事参加等
10	慶弔費	30,000	祝い金、香典等
11	記念品費	70,000	記念品、花等
12	学校行事費	30,000	体育祭、合唱コンクール、離任式等
13	P連関係費	30,000	P連、他各大会参加費等
14	PTA行事費	24,500	七中ひろばの会場装飾・冊子の制作、進学フェア等
15	PTA保険	50,000	損害賠償保険、傷害保険
16	周年積立金	50,000	今年度分の積立(定額貯金)
18	予備費	1,174,228	次年度会費入金までの一時立替金含む
合計		1,536,728	

2. 特別会計

<収入の部>

	費目	予算額	備考
1	周年積立金	50,000	今年度分の積立金(定額貯金)
2	繰越金	660,000	前年度までの積立金(定額貯金)
合計		710,000	

<支出の部>

	費目	予算額	備考
		0	
合計		0	

調布市立第七中学校PTA

規 約（案）

（名称および事務所）

第 一 条 本会は、調布市立第七中学校PTAという。

第 二 条 本会の事務所を調布市立第七中学校内に置く。

（会 員）

第 三 条 調布市立第七中学校の保護者と教職員は本会の会員となることができる。
原則として全教職員および全保護者を会員とし、本会の目的や活動に賛同できない特段の事情がある者は、その申し出により非会員とする。
（協力費）

第 四 条 1 本会の活動資金として、会員は協力費を納める。

2 協力費は、一世帯あたり年間一、五〇〇円（各学期五〇〇円）とする。

3 転入者は当該学期から納入する。ただし転出者には返金しない。

4 協力費の納入は任意とする。

第 五 条 （目 的）

本会は、保護者と教職員が協力して学校、家庭及び地域における教育の振興と生徒の健全な育成をはかり、会員相互の研修と親睦を深めることを目的とする。

（活 動）

第 六 条 本会の目標を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 各種協議会、懇談会の開催。
- (2) 生徒の健全育成のための諸活動。
- (3) 会員の研修、親睦のための諸活動。
- (4) 関係諸機関、諸団体との協力。
- (5) その他、本会の目的達成のために有効な諸活動。

（個人情報）の取扱い

第 七 条 本会の活動に必要される個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱い方針」に定め、適正に運用するものとする。

（役員会）

第 八 条 1 本会を運営するために役員会を置く。

2 役員会は、会長、副会長、書記、会計、会計監査で構成し、本会の企画運営にあたる。

3 役員会の会議は、必要に応じて開催する。

（ボランティア）

第 九 条 1 本会の活動をすすめるために、役員会は各行事においてボランティアを募集する。

2 ボランティアには全保護者が参加することができ、学校行事や生徒の諸活動のサポートを行う。

（臨時委員会）

第 十 条 役員会は必要に応じて臨時委員会を置くことができる。

（役員と会計監査）

第 十 一 条 本会に次の役員並びに会計監査を置く。役員と会計監査を含めて本会の執行部という。

- (1) 会長 一名
- (2) 副会長 三～四名（保護者二～三名と教師一名）
- (3) 書記 三名（保護者二名と教師一名）
- (4) 会計 三名（保護者二名と教師一名）
- (5) 会計監査 三～四名（保護者二～三名と教職員一名）

（役員、会計監査の選出）

第 十 二 条 役員並びに会計監査の選出は、別に定める細則によることとする。

（任 期）

第 十 三 条 役員および会計監査の任期は一年とする。但し、再任を妨げない。

(総会)

- 第十四条 1 総会は、本会の最高決議機関であり、年一回年度当初に開く。但し、必要に応じて臨時に開くことができる。社会情勢等により対面の総会を開催することが困難であるときは、役員会の決定により、書面または電磁的方法による会議をもってこれに代えることができる。
- 2 総会は、会員の三分の二以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。書面総会での決議は、原則として会員の書面または電磁的方法による議決権行使により出席及び議決するものとする。この場合、会員数の二分の一以上の議決権行使書の提出があったときに総会は有効なものとする。
- 3 総会では、出席者の過半数をもって議決する。
- 4 総会では、次のことを審議する。
- ・事業計画
 - ・予算決算
 - ・規約の改廃
 - ・役員並びに会計監査の承認
 - ・その他

(会計)

第十五条 本会の経費は、協力費、その他の収入をもってこれにあてる。

第十六条 会計年度は、毎年四月一日より翌年三月三十一日までとする。

(校長)

第十七条 校長は学校の代表として、本会のすべての会合に出席し発言することができる。

(顧問)

第十八条 本会に必要に応じて顧問を置くことができる。

(付則)

第十九条 本会は、次の行為を行わない。

- (1) 特定の政党、宗教及び営利企業にかかわること。
- (2) 公職選挙にかかわる推薦行為などのこと。
- (3) 学校の管理、人事にかかわること。

第二十条 本会の運営上必要な細則は、別に定める。

第二十一条 この規約は、昭和五十八年十二月六日より施行する。

第十六条は、平成二十五年五月一日より改訂する。

第十六条は、平成二十九年四月二十二日より改訂する。

第三条は、平成三十年三月一日より改訂する。

第六条は、平成三十年三月一日より施行する。

第八条、第十一条、第十三条は、平成三十一年四月十五日より改訂する。

第十五条は、令和四年四月二十三日より改訂する。

第三条、第四条、第八条、第九条、第十条、第十一条、第十三条、第十五条は、令和六年四月二十七日より改訂する。

役員選出に関する細則

- 第 一 条 調布市立第七中学校PTA規約第十二条に基づき、この細則を定める。
- 第 二 条 本会の役員並びに会計監査は、全会員の中から選出する。
- 第 三 条 1 候補者の選定方法は、立候補または推薦による。
2 候補者の決定は、役員会の合議と承認による。
- 第 四 条 本会の役員並びに会計監査は、候補者本人の承諾を得て、総会において決定する。
- 第 五 条 推薦委員会は、役員並びに会計監査の選出完了をもってその任務を終わる。
- 第 六 条 この細則は、昭和五十八年十二月六日より施行する。
第三条は、平成三十一年四月十五日より改訂する。
この細則は、令和六年四月二十七日より改訂する。

慶弔に関する細則

- 第 一 条 この規定は会員及びその家族を対象とする。
- 第 二 条 次の項目の会員に祝金をおくる。
- | | |
|---------------|-----|
| (1) 教職員の結婚の祝金 | 三千元 |
|---------------|-----|
- 第 三 条 会員に事故があったときは次の見舞をする。
- | | |
|-----------------------------------------------------|-----|
| (1) 会員の本校生徒死亡の場合 | 五千元 |
| (2) 会員の死亡の場合 | 五千元 |
| (3) 教職員の親族(一親等、同居の義父義母を含む)の死亡の場合 | 三千元 |
| (4) イ. 教職員、生徒入院の場合(二週間以上)
ロ. 教職員、生徒一ヶ月以上自宅療養した場合 | 三千元 |
| (5) 火災その他羅災については役員会で審議対応する。 | |
- 第 四 条 この細則は、昭和六十年四月一日より施行する。
第三条(5)は、令和六年四月二十七日より改訂する。

調布市立第七中学校PTA

個人情報取扱方針

(目的)

第1条 この個人情報取扱方法は、調布市立第七中学校PTA(以下「本会」という。)が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とする。

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護法に則って運用管理を行う。活動においても個人情報の保護に努め、要配慮個人情報は取り扱わないものとする。

(周知)

第3条 個人情報の取扱方法は、総会資料または通知などにより会員に周知する。

(利用目的)

第4条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- (1) 本会役員・ボランティア参加者名簿等の作成
- (2) ボランティア活動のための連絡
- (3) 協力費管理等のための連絡
- (4) PTA保険に関する手続き

(個人情報の取得)

第5条 本会が取り扱う個人情報及び利用の同意については、PTA会長に書面及び電子的方法等により提出した次の事項とする。

氏名、電話番号、メールアドレス

(同意の取り消し)

第6条 会員は、取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目または全ての事項について、同意を取り消すことができる。

- 2 不同意の申し出があった場合、直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿などとして既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

(管理)

第7条 個人情報は、本会が適正に施錠し管理する。

- 2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

(第三者提供の制限)

第8条 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

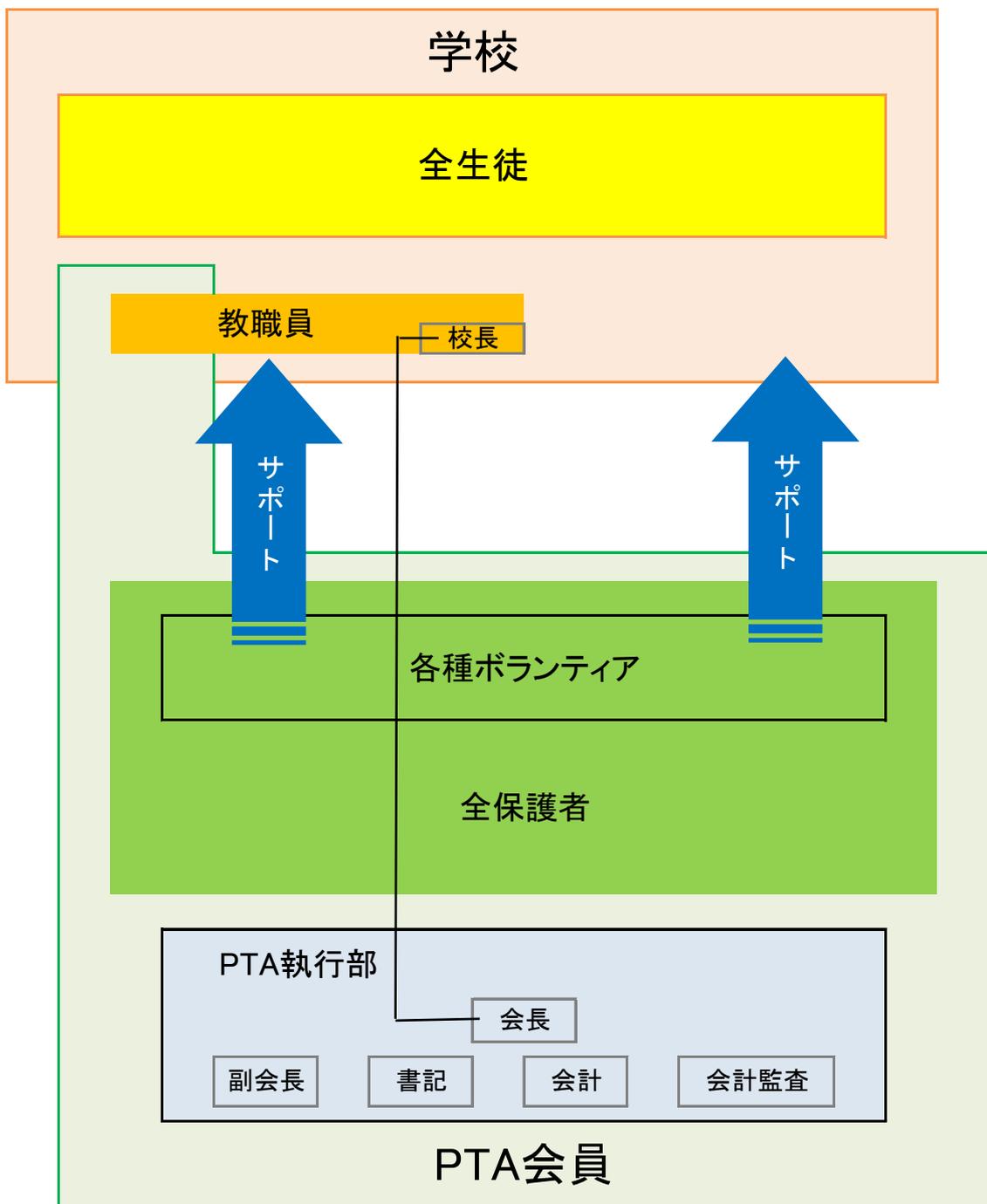
法令に基づく場合

人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、同意を得ることが困難であるとき

国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

組織図（案）



調布市立第七中学校PTA規約 対比

(規約改定に関する参考資料)

現行	改訂案
<p style="text-align: center;">(名称および事務所)</p> <p>第 一 条 本会は、調布市立第七中学校PTAという。</p> <p>第 二 条 本会の事務所を調布市立第七中学校内に置く。</p>	<p style="text-align: center;">(名称および事務所)</p> <p>第 一 条 現行どおり</p> <p>第 二 条 現行どおり</p>
<p style="text-align: center;">(会 員)</p> <p>第 三 条 本会の会員は、調布市立第七中学校生徒の保護者と教職員であって加入意思確認書を提出した者とする。</p>	<p style="text-align: center;">(会 員)</p> <p>第 三 条 調布市立第七中学校の保護者と教職員は本会の会員となることができる。原則として全保護者を会員とし、本会の目的や活動に賛同できない特段の事情がある者は、その申し出により非会員とする。</p>
	<p style="text-align: center;">(協力費)</p> <p>第 四 条 1 本会の活動資金として、会員は協力費を納める。 2 協力費は、一世帯あたり年間一、五〇〇円(各学期五〇〇円)とする。 3 転入者は当該学期から納入する。ただし転出者には返金しない。 4 協力費の納入は任意とする。</p>
<p style="text-align: center;">(目 的)</p> <p>第 四 条 本会は、保護者と教職員が協力して学校、家庭及び地域における教育の振興と生徒の健全な育成をはかり、会員相互の研修と親睦を深めることを目的とする。</p>	<p style="text-align: center;">(目 的)</p> <p>第 五 条 現行どおり</p>
<p style="text-align: center;">(活 動)</p> <p>第 五 条 本会の目標を達成するために、次の活動を行う。</p> <p>(1) 各種協議会、懇談会の開催。 (2) 生徒の健全育成のための諸活動。 (3) 会員の研修、親睦のための諸活動。 (4) 関係諸機関、諸団体との協力。 (5) その他、本会の目的達成のために有効な諸活動。</p>	<p style="text-align: center;">(活 動)</p> <p>第 六 条 現行どおり</p> <p>(1) (2) (3) (4) (5)</p>
<p style="text-align: center;">(個人情報の取扱い)</p> <p>第 六 条 本会の活動に必要な個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱い方針」に定め、適正に運用するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">(個人情報の取扱い)</p> <p>第 七 条 現行どおり</p>
<p style="text-align: center;">(役員会および委員会の構成)</p> <p>第 七 条 本会を運営するために役員会及び各委員会を置き、その構成は、次の通りとする。</p> <p>(1) 役員会 (会長、副会長、書記、会計で構成し、本会の企画運営にあたる。) (2) 運営委員会 (役員及び会計監査と各専門正副委員長で構成し、諸活動の調整運営にあたる。) (3) 全体委員会 (役員と会計監査及び全専門委員で構成し、総会に次ぐ議決機関とし、本会の運営にあたる。)</p>	<p style="text-align: center;">(役員会)</p> <p>第 八 条 1 本会を運営するために役員会を置く。 2 役員会は、会長、副会長、書記、会計、会計監査で構成し、本会の企画運営にあたる。 3 役員会の会議は、必要に応じて開催する。</p>
<p style="text-align: center;">(専門委員会)</p> <p>第 八 条 本会の活動をすすめるため、次の専門委員会を置く。</p> <p>(1) 学年委員会 (当該学年の諸活動の企画運営にあたる。) (2) 校外委員会 (生徒の校外生活に関し、指導的活動を行う。) (3) 推薦委員会 (役員選出のための推薦活動を行う。) (4) その他、必要に応じ、臨時委員会を置くことができる。</p>	<p style="text-align: center;">(ボランティア)</p> <p>第 九 条 1 本会の活動をすすめるために、役員会は各行事においてボランティアを募集する。 2 ボランティアには全保護者が参加することができ、学校行事や生徒の諸活動のサポートを行う。</p>
	<p style="text-align: center;">(臨時委員会)</p> <p>第 十 条 役員会は必要に応じて臨時委員会を置くことができる。</p>
<p style="text-align: center;">(役員と会計監査)</p> <p>第 九 条 本会に次の役員並びに会計監査を置く。</p> <p>(1) 会長 一名 (2) 副会長 三～四名(保護者二～三名と教師一名) (3) 書記 三名(保護者二名と教師一名) (4) 会計 三名(保護者二名と教師一名) (5) 会計監査 三～四名(保護者二～三名と教職員一名)</p>	<p style="text-align: center;">(役員と会計監査)</p> <p>第 十 一 条 本会に次の役員並びに会計監査を置く。役員と会計監査を含めて本会の執行部という。</p> <p>現行どおり (1) (2) ↓ (3) (4) (5)</p>
<p style="text-align: center;">(役員、会計監査の選出)</p> <p>第 十 条 役員並びに会計監査の選出は、別に定める細則によることとする。</p>	<p style="text-align: center;">(役員、会計監査の選出)</p> <p>第 十 二 条 現行どおり</p>
<p style="text-align: center;">(専門委員の選出)</p> <p>第 十 一 条 各学級は互選により、学年委員、校外委員各一名を選出する。推薦委員は互選により、原則として一・二年の各学級より一名選出する。</p>	削除

現行	改訂案
<p>第十二条 (各委員長等の選出) 各専門委員会は、それぞれの互選により、委員長、副委員長各一名を選出する。</p>	<p>削除</p>
<p>第十三条 (拡大学年委員会) 学年委員会は、必要に応じて、当該学年選出の校外、推薦の各委員を召集して拡大学年委員会を開くことができる。</p>	<p>削除</p>
<p>第十四条 (任期) 役員、会計監査及び役員の任期は一年とする。但し、再任を妨げない。</p>	<p>第十三条 (任期) 役員および会計監査の任期は一年とする。但し、再任を妨げない。</p>
<p>第十五条 1 (総会) 総会は、本会の最高決議機関であり、年一回年度当初に開く。但し、必要に応じて臨時に開くことができる。社会情勢等により対面の総会を開催することが困難であるときは、役員会の決定により、書面または電磁的方法による会議をもってこれに代えることができる。</p> <p>2 総会は、会員の三分の二以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。書面総会での決議は、原則として会員の書面または電磁的方法による議決権行使により出席及び議決するものとする。この場合、会員数の二分の一以上の議決権行使書の提出があったときに総会は有効なものとする。</p> <p>3 総会では、出席者の過半数をもって議決する。</p> <p>4 総会では、次のことを審議する。 ・事業計画 ・予算決算 ・規約の改廃 ・役員並びに会計監査の承認・その他</p>	<p>第十四条 1 (総会) 現行どおり</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p>
<p>第十六条 (会計) 本会の会費は、会費をもってこれにあてる。会費は、一世帯各学期五〇〇円(年額 一,五〇〇円)とする。</p>	<p>第十五条 (会計) 本会の経費は、協力費、その他の収入をもってこれにあてる。</p>
<p>第十七条 会計年度は、毎年四月一日より翌年三月三十一日までとする。</p>	<p>第十六条 現行どおり</p>
<p>第十八条 (校長) 校長は学校の代表として、本会のすべての会合に出席し発言することができる。</p>	<p>第十七条 (校長) 現行どおり</p>
<p>第十九条 (顧問) 本会に必要に応じて顧問を置くことができる。</p>	<p>第十八条 (顧問) 現行どおり</p>
<p>第二十条 (付則) 本会は、次の行為を行わない。 (1) 特定の政党、宗教及び営利企業にかかわること。 (2) 公職選挙にかかわる推薦行為などのこと。 (3) 学校の管理、人事にかかわること。</p>	<p>第十九条 (付則) 現行どおり</p> <p>(1) (2) (3)</p>
<p>第二十一条 本会の運営上必要な細則は、別に定める。</p> <p>第二十二条 第十六条は、平成二十五年五月一日より改訂する。 第十六条は、平成二十九年四月二十二日より改訂する。 第三条は、平成三十年三月一日より改訂する。 第六条は、平成三十年三月一日より施行する。 第八条、第十一条、第十三条は、平成三十一年四月十五日より改訂する。 第十五条は、令和四年四月二十三日より改訂する。</p>	<p>第二十条 第二十一条</p> <p>第三条、第四条、第八条、第九条、第十条、第十一条、第十三条、第十五条は、令和六年四月二十七日より改訂する。</p>

役員選出に関する細則

第 一 条	調布市立第七中学校PTA規約第十条に基づき、この細則を定める。	第 一 条	調布市立第七中学校PTA規約第十二条に基づき、この細則を定める。
第 二 条	本会の役員並びに会計監査は、この細則に定める推薦委員会の推薦を受けた候補者本人の承諾を得て、総会において決定するものとする。	第 二 条	本会の役員並びに会計監査は、全会員の中から選出する。
第 三 条	推薦委員会は、規約第十一条に定める推薦委員と、教職員一名をもって構成する。	第 三 条 1	候補者の選定方法は、立候補または推薦による。
第 四 条	推薦する候補者の選定の方法は、推薦委員会の合議により、全体委員会の承認を経て決定するものとする。	2	候補者の決定は、役員会の合議と承認による。
第 五 条	推薦委員会は、役員並びに会計監査の選出完了をもってその任務を終わる。	第 四 条	本会の役員並びに会計監査は、候補者本人の承諾を得て、総会において決定する。
第 六 条	この細則は、昭和五十八年十二月六日より施行する。 第三条は、平成三十一年四月十五日より改訂する。		削除
		第 五 条	この細則は、昭和五十八年十二月六日より施行する。 第三条は、平成三十一年四月十五日より改訂する。 この細則は、令和六年四月二十七日より改訂する。

慶弔に関する細則

第 一 条	この規定は会員及びその家族を対象とする。	第 一 条	現行どおり
第 二 条	次の項目の会員に祝金をおくる。 (1) 教職員の結婚の祝金 三千円	第 二 条	現行どおり (1)
第 三 条	会員に事故があったときは次の見舞をする。 (1) 会員の本校生徒死亡の場合 五千円 (2) 会員の死亡の場合 五千円 (3) 教職員の親族（一親等、同居の義父義母を含む）の死亡の場合 三千円 (4) イ. 教職員、生徒入院の場合（二週間以上） 三千円 ロ. 教職員、生徒一ヶ月以上自宅療養した場合 (5) 火災その他罹災については役員会で審議対応し、運営委員会で報告する。	第 三 条	現行どおり (1) (2) (3) (4) (5)
第 四 条	この細則は、昭和六十年四月一日より施行する。	第 四 条	現行どおり